

令和5年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
女性活躍推進及び管理職育成研修事業 【89ページ】	<p>【意見1】女性管理職割合の目標達成に向け、より一層取り組むべきである。</p> <p>令和7年度における女性管理職職員の割合として概ね20%という目標を掲げているが、令和5年4月1日時点で13.8%であり、平成30年度からの推移をみると例年0.6～1.4%の伸び率となっており、目標達成が困難な状況であると推察される。</p> <p>人事課においても、メンター制度の導入やロールモデルの提示など、女性管理職の更なる増加に向けた取組を行っており、着実に女性管理職が増加しているところではあるが、目標値とは乖離があるため、目標達成に向け、今後も、女性職員のモチベーション向上、キャリア形成支援に注力していくことが重要である。</p> <p>庁内インターンやコンシェルジュ制度、民間企業へのジョブシャドウイングを引き続き実施するとともに、事業検証を進め、より効果を高めていくことが必要であると考える。</p>	<p>令和5年度に各取組を実施した後、参加者に対するアンケート調査を実施する等、事業検証を進めた。</p> <p>令和6年度においては、定員以上の申込がある女性職員のキャリアカウンセリング事業において、育児休業中職員が優先的に受けられる枠を新設し、定員を15人から20人に拡大する。</p> <p>引き続き、女性のモチベーション向上、キャリア形成支援に取り組んでいく。</p> <p>なお、令和6年4月1日付け人事異動において、管理職となる副課長級以上の人数が123人、割合が14.6%となり、共に過去最高を更新した。</p>	対応済み	人事課
民間団体によるDV被害者支援事業（うち民間団体活動事業費補助金交付事業） 【94ページ】	<p>【意見2】民間団体活動事業費補助金交付事業の実績報告書について、保護件数などを明確にするため、報告書の様式等を工夫すべきである。</p> <p>実績報告書を見ると、保護の対象となった方の具体的な状況及び保護の状況等が詳細に記載されているが、報告書全体の報告様式が定まっておらず、相談件数や保護件数などが分からない団体の報告書がある。今後のDV被害者支援へ活かすために実態を把握することは有意義であると考えられるため、報告書の様式などを工夫して実績が明確に示されるようにすべきである。</p>	<p>民間団体活動事業費補助金交付事業については、令和6年度から保護件数等を記載するよう実績報告書の様式を改めた。</p> <p>なお、「民間団体によるDV被害者支援事業」については、令和6年度から「民間団体との協働事業費」としている。</p>	対応済み	人権・男女共同参画課
女性の貧困問題支援事業 【99ページ】	<p>【意見3】生き方セミナーについて、セミナー参加者を増加させるための施策を講ずるべきである。</p> <p>生き方セミナー（全8回）について、全体平均約12名であり、最も多い回は25名が参加しており、他方、最も少ない回は3名の参加となっている。また、グループ相談会（全8回）についても全体平均約7名であり、最も多い回は12名が参加しており、最も少ない回は3名の参加となっている。</p> <p>セミナーのアンケート結果によると、参加者の満足度は高い一方で、参加のきっかけとして「テーマに関心があった」とする回答が約7割を占めており、参加者の増加に向けて、どのようなテーマを設定するかが重要であることが分かる。アンケート結果を分析するとともに、どのようなテーマにニーズがあるのかを絶えず研究していただきたい。</p>	<p>困難な問題を抱える女性に対する支援の事業全体を見直す中で、「女性の貧困問題支援事業」を廃止し、「生き方セミナー」についても廃止した。</p> <p>令和6年4月からは、新規事業「困難女性支援推進事業」において、相談支援事業の充実、民間団体との連携などによるアウトリーチ等によりニーズを把握しながら、困難な問題を抱える女性への支援を行う。</p>	対応済み	男女共同参画推進センター
女性の貧困問題支援事業 【99ページ】	<p>【意見4】女性リーダー育成講座について、セミナー参加者を増加させるための施策を講ずるべきである。</p> <p>女性リーダー育成講座（全9回）について、定員が24名であるところ平均が10名であり、最も少ない回は6名の参加となっている。全体平均でも50%を下回っており、最低の回は25%である。また、令和3年度と比較して、参加者も減少している。</p> <p>女性リーダー育成講座においてもアンケートを実施しているが、参加のきっかけについての項目が設定されていないため、次年度以降は内容の検討と見直しをしていただき、参加者数増加に向けた施策を検討していただきたい。</p>	<p>困難な問題を抱える女性に対する支援の事業全体を見直す中で、「女性の貧困問題支援事業」を廃止し、「女性リーダー育成講座」についても廃止した。</p> <p>令和6年度は、女性リーダー育成講座修了生のフォローアップとネットワーク化を支援する。</p>	対応済み	男女共同参画推進センター

令和5年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
男女共同参画推進センター運営事業費 【103ページ】	<p>【意見5】業務完了報告書や請求書の日付が空欄となっているものが複数あるため、記載を求めよう対応すべきである。</p> <p>総合管理業務委託・施設予約・視聴覚システム運用保守業務委託、書誌管理・相談システム運用保守業務委託など複数の委託業務に関して、業務完了報告書の日付欄が空欄となっているものがある。また、請求書に日付の記載がないものが複数ある。</p> <p>実務的には、電子文書の場合はメールの送信日、郵送又は持参の場合は課所への提出日で適正性や真正性が確保できているとのことだが、請求書に日付が付されていない場合、不平等に利用される恐れ等もあり、抜けがないように注意するべきである。今後は日付を記載した報告書を提出するよう事業者伝えていただくことを求める。</p>	<p>委託者に対し、今後は請求書や報告書に日付を記載するよう依頼した。また、日付が付されていなかった場合は速やかに記載を求めよう対応とすることとした。</p>	対応済み	男女共同参画推進センター
LGBTQ支援事業 【108ページ】	<p>【意見6】埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数について、目標達成に向けた新たな施策の実施を検討すべきである。</p> <p>埼玉県アライチャレンジ企業登録企業数については、目標値：220社（令和7年度末累計）であるが、令和4年度末：26社（令和4年度9月～年度末まで）である。</p> <p>そのため、現状の推移を鑑みると目標達成が困難な状況であると推察される（当監査実施時点においても累計で40社）。確かに、令和4年度の実績を踏まえ、令和5年度は、企業交流会の実施や、経済団体等の会議、就職支援の場での情報提供などを実施しているとのことであるが、令和7年度末における目標達成のためには、更なる対策を検討、実施するなどの取組が必要であると考える。</p>	<p>埼玉県アライチャレンジ企業の取組の「見える化」を進めるため、好事例を実施している登録企業の社長や人事担当者に取材を行い、取組を始めた経緯やその取組内容について記事と動画にまとめ、県ホームページで令和6年3月に発信した。</p> <p>また、令和6年度は、埼玉県アライチャレンジ企業や市町村、大学関係者などを一堂に集め、好事例の紹介や意見交換ができる場として「アライによる暮らしやすい環境づくりセミナー」を開催することとした。</p> <p>さらに、アライチャレンジ企業に登録するメリットを新たに設け、企業に登録を働きかけていくこととした。</p>	対応済み	人権・男女共同参画課
彩の国犯罪被害者ワストップ支援センター総合的対応窓口受付等業務 【115ページ】	<p>【意見7】夜間電話対応時間の拡充や、土日相談の実施など対応可能時間などの見直しを検討すべきである。</p> <p>ワストップ支援センターの目的は、犯罪被害者及び家族又は遺族（以下「被害者等」という。）からの問合せや相談を受け付け、支援ニーズ等に応じて、防犯・交通安全課、支援室、援助センターが、1つの窓口で一元的に途切れることなく協働して実施するものである。なお、犯罪被害者が直面している各般の問題に対して必要な支援の協議や実施により、犯罪被害者等が受けた被害からの早期回復及び軽減を図るもので、必要に応じて、その他関係機関・団体へワストップで繋ぎ、又は応急的に日常生活支援が必要な被害者等に対して日常生活支援を実施することである。</p> <p>現在の対応時間は、（1）業務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日、3日及び12月29日から12月31日までの各日を除く毎日、（2）業務時間は、午前8時30分から午後5時15分までとなっている。確かに、犯罪被害の第一義的かつ迅速な対応は警察であり、また、性被害に関する窓口はアイリスホットライン（24時間365日対応）などがあるが、犯罪被害者等に対するワストップ支援を行う窓口として鑑みると、対応受付時間が上記のように県窓口の通常の業務時間と同様であることは十分な対応ではないと思える。</p> <p>そのため、彩の国犯罪被害者ワストップ支援センターの構成機関である県警察の「けいさつ総合相談センター」における夜間・土曜日・日曜日の対応件数などの情報を参考にすると、まずは、夜間や土曜日・日曜日におけるニーズの調査を行うことなどの対応を検討するとともに、メールや自動応答チャット等新たな応対方法について検討すべきである。</p>	<p>平日の午前8時30分から午後5時15分以外の時間（以下「執務時間外」という）におけるけいさつ総合相談センターの対応件数について、令和6年4月に県警察に照会した。その結果、同センターの執務時間外の対応は警察本部総合当直において行っており、犯罪被害者等支援の対応を要するものとして、警務部警務課犯罪被害者支援室に引き継がれたものは、令和5年中1件であった。</p> <p>また、犯罪被害者等支援に関する執務時間外の相談については、令和6年4月に県ホームページに相談受付フォームを開設し、24時間受付を行っている。同フォームの利用状況等を踏まえ、電話窓口の対応時間等の見直しを検討する。</p>	対応済み	防犯・交通安全課

令和5年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
<p>ミナ防災（共助の取組強化）事業 【118ページ】</p>	<p>【意見8】能登半島地震のような災害から学んだ教訓を踏まえ、県民の防災に対する意識も高まっていると推測されることから、これを契機として目標達成に向けて事業を展開すべきである。</p> <p>自主防災組織で防災知識の啓発活動を実施した割合（％）が、平成30年から減少傾向にあり、令和3年には平成30年と比べおおむね半減している。確かに新型コロナウイルス感染症による影響が生じていることは想像に難くないが、減少幅が大きい。また、令和8年度までに90％という目標値を掲げているが、達成が危ぶまれる状況である。ワークショップにおける対応や講座の実施も相対での対応が重要であることは理解できるが、講座の開催などについては、オンラインによる開催を促進するなど活動実施方法について、検討を行うべきである。</p> <p>令和6年1月1日に発災した能登半島地震においても、自主防災の重要性が改めて認識された。能登半島先端部に位置する石川県珠洲市三崎町は、地震と津波で壊滅的な被害を受け、約40世帯90人ほどが暮らす町北部の寺家下出地区も地震から間もなく津波に襲われ、多くの住宅が倒壊した。それでも大半を高齢者が占める住民は5分以内に高台に避難して全員無事だった。この地区では東日本大震災をきっかけに毎年避難訓練を行っており、住民は「奇跡ではなく、訓練が生きた」と振り返っている。</p> <p>能登半島地震のような災害から学んだ教訓を踏まえ、県民の防災に対する意識も高まっていると推測される。震災を契機として目標達成に向けて事業を展開されることを求める。</p>	<p>能登半島地震の発生を受け、令和6年2月に市町村へ自主防災組織の活動活性化に向けた取組の推進を改めて依頼した。引き続き、対面・オンライン問わず自主防災組織の活動が活性化するように、市町村への支援及び県民の防災意識向上に取り組んでいく。</p>	<p>対応中</p>	<p>危機管理課</p>
<p>社会福祉施設人材定着化事業（子育て支援事業） 【122ページ】</p>	<p>【意見9】補助金交付の協議書について日付の記入がないため、記載を求めるよう対応すべきである。</p> <p>社会福祉施設産休等代替職員費補助金に関して、事業者から県に提出する補助金の協議書について、日付がないものが散見される。受領時に確認を徹底すること、及び、事業者の日付欄についても漏れなく記載するように対応すべきである。実務的には、電子文書の場合はメールの送信日、郵送又は持参の場合は課所への提出日で適正性や真正性が確保できているとのことだが、今後は日付を記載した報告書を提出するよう事業者伝えていただくことを求める。</p>	<p>令和6年4月から、協議書の提出依頼を行う際に日付漏れのないよう注意喚起を行うとともに、日付漏れについては再提出を求める運用に改めた。</p>	<p>対応済み</p>	<p>社会福祉課</p>
<p>ひとり親家庭福祉推進事業費 【131ページ】</p>	<p>【意見10】一部の事業について、利用者増加のための対応などを検討すべきである。</p> <p>本事業に含まれる、母子父子自立支援プログラム策定員設置事業及び高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、平成30年度から実績がない状況が続いている（母子父子自立支援プログラム策定員設置事業については、令和2年度に1件あり）。埼玉県母子・父子自立支援プログラム策定事業について、実施要綱第6条において「策定員は、児童扶養手当受給者に対し、リーフレット等により母子・父子自立支援プログラム策定事業及び生活保護受給者等就労自立促進事業を周知する」とするほか、第9条においても「当該事業による支援が必要と思われる者が安定所に直接来訪した際は、安定所から策定員につなぐよう協力を依頼する等、関係機関との連携体制づくりを行うこと」と規定している。</p> <p>また、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業について、令和5年度子ども家庭庁予算において、支給内容が拡大しており、国においても利用しやすい事業スキームに努めている。</p> <p>本事業は、町村対象事業であるため潜在利用者が少ない状況であり、国が実施する事業であるため、県が事業の見直し自体を行うことはできないが、事業自体は継続する必要があるものであるならば、策定員や関係機関との連携強化に努めるとともに、これまで関係が希薄だった団体等にも周知するなど一層アピールを行う必要があると考える。</p>	<p>当該2事業は町村役場及び県内4か所にある福祉事務所の連携が必要である。そのため、町村役場については、5月に開催する市町村会議において市町村職員へ周知し、福祉事務所との連携を依頼した。また、福祉事務所は、自立支援を担当する地域福祉担当の連携会議において町村との連携を依頼した。</p> <p>なお、母子・父子自立支援プログラム策定事業については、令和6年10月末時点で2件策定をした。</p>	<p>対応済み</p>	<p>子ども政策課</p>

令和5年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見				
項目	概要	意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
女性起業家支援事業（創業・ベンチャー支援事業費の一部） 【135ページ】	<p>【意見11】より良い企画提案競技が実施できるように、情報の収集等、企画提案参加者を増やすための対応を検討すべきである。</p> <p>本事業の業者選定については、公募型の企画提案競技により相手方を決定することとされているが、令和4年度は1者のみの応募となっており、企画提案型の募集形態が十分に生かされていない状況である。確かに、県が掲げている「女性起業家支援」の内容は先進的な取組であり、本事業において業者に求める水準を満たす企業・団体が限られる状況であると思われる。担当課から過去の受託事業者や企画提案参加者に聴き取りを行ったところ、業務内容や委託上限額等の企画提案競技の参加条件が応募不可能な内容となっているわけではないとのことであった。このため、機会均等という目的は果たされており、現状においては参加条件を緊急に見直す必要まではないと考えられるものの、本事業では同一の受託事業者が続いているという状況を鑑みると、競争性をより働かせるために、応募者が1者の状況が常態化しないように注視していくことが望まれる。引き続き、情報を収集・蓄積することにより、参加条件の見直しや業界団体への広報などの対応を検討いただきたい。</p>	<p>令和6年度の公募にあたっては、ホームページでの公告に加えて、過去の応募事業者や県内関連事業者5社に個別に周知して参加を働きかけた。</p>	対応済み	産業支援課
ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業（委託訓練事業費の一部） 【149ページ】	<p>【意見12】ひとり親・男性ひとり親等の申込者が優先的に受講する機会をより活用できるよう施策を講じるべきである。</p> <p>事業全体の申込者は例年定員の8割前後である。ひとり親等の申込者については定員に対して、一定人数を優先枠として設けられているが、例年、申込者数は全体の約4～5%に留まっている。また、ひとり親等の申込者のうちほとんどが女性であり、男性ひとり親については申込者数が少ない状況である。定員に余裕があるため一般の枠で申し込んでいる可能性もあるが、ひとり親等のニーズがあることも想定される。この状況は単年度のものではなく、継続して同じ状況であることを鑑みると、何等かの対応が必要であると考えられる。そのため、例えば、県で対応可能な範囲内での周知方法の見直しやハローワークを所管する労働局などと情報交換や連携を密にするなど、ひとり親等家庭の就業機会の確保に向けた取組を行っていくことが望まれる。</p>	<p>令和6年3月に埼玉労働局とひとり親等の職業訓練受講優先枠について意見交換を行った。同年5月には、県内ハローワークを対象に、ひとり親等の職業訓練ニーズに関するアンケート調査を実施し、優先枠を使用しなくても一般枠での受講が可能であることを確認した。今後も継続的に、ひとり親等の優先枠の活用状況について労働局と情報交換していく。</p>	対応済み	産業人材育成課
ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業（委託訓練事業費の一部） 【149ページ】	<p>【意見13】ひとり親等に対する複数の保護施策について、可能な範囲で連携を検討すべきである。</p> <p>本事業とは別に、ひとり親家庭の福祉に関する事業として、「ひとり親家庭福祉推進事業」がある。確かに本事業「ひとり親家庭及び生活保護受給者等対象訓練事業」と「ひとり親家庭福祉推進事業」は、根拠法令が異なり、内容等に相違する部分がある。しかし、本事業と「ひとり親家庭福祉推進事業」のうち「母子家庭・父子家庭自立支援給付金支給事業」は、委託訓練と教育訓練という相違はあるが、どちらもひとり親等の母又は父が対象として含まれており、対象者の訓練・資格取得などをサポートする事業である。このことを鑑み、情報共有、共同した情報提供方法の構築をすることなどにより、より有効な事業運営を図る等の対応を求める。</p>	<p>令和6年4月に、「ひとり親家庭福祉推進事業」等を所管する福祉部と、各々の事業について情報共有を行い、連携について協議した。これを受け、福祉事務所での相談対応における職業訓練の周知を強化している。また、同年5月、「ひとり親家庭自立支援事業」受託団体と意見交換を実施し、団体のホームページやイベント等において職業訓練の紹介を行うこととした。</p>	対応済み	産業人材育成課

令和5年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応

監査テーマ：男女共同参画基本計画に係る財務事務の執行について

監査結果に添えて提出された意見		意見に対する対応内容	対応区分	担当課所
項目	概要			
企業内保育所設置等促進事業 【155ページ】	<p>【意見14】企業内保育所設置等促進事業について、様々な企業に働きかけや制度の周知を行うことや、状況によっては本事業の廃止を含めた見直しなどの検討をすべきである。</p> <p>令和4年度の目標数値として、予算調書上運営費補助7件（共同利用型4件、単独型3件）単独型は令和4年から実施）を挙げているが、実績値は共同利用型3件であり、令和3年は実績2件（共同利用型）、令和2年は実績3件（共同利用型）となっている。確かに、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークなどが推進され、企業内保育所のニーズが低迷したであろうことは想像に難くない。しかし、監査実施時点（令和5年12月）においても給付決定まで至ったのは単独型1件、共同利用型1件の2件であり、補助金利用が低迷している状況である。担当課においては、ラジオによる広報や市町村会議における周知徹底、多様な働き方実践企業認定制度取得企業への個別案内など利用拡充のための対策を取っている。しかし、令和4年の予算上の目標は7件であり、実績は50%に満たない水準となっている。それゆえ、当該制度未取得企業への広報などを行い、より補助金利用を促進するような取組をしていただきたい。他方、上記にあるように埼玉県内の待機児童数は近年減少していることなどの状況を鑑みると、本事業の見直しや再構築について検討することも対策としてはありうるものであると考ええる。</p>	<p>補助実績や県内待機児童数の減少傾向などから、企業内保育所設置のための財政的援助については一定の役割を果たしたため、令和5年度で当該補助金の新規募集は終了した。</p> <p>一方、これまでに当該補助金を受けて整備を行った企業内保育所の定員充足率は減少傾向にあり、既存施設の利用促進のための支援が新たに必要である。</p> <p>そのため、令和6年度は、「企業内保育所ポータルサイト」を新たに構築し、施設の所在地や定員の空き情報、一時預かりや病児保育の対応有無などを発信し、保育施設の共同利用を県内企業に促す。</p>	対応済み	多様な働き方推進課